相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第一項第二号中「その住所」を「住所」に改める。

第二条第一号イ中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第十三条第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「及び」の下に「その死亡の時における」を加える。

第十八条の二中「第三十四条第六項に」を「第三十四条第五項に」に改め、同条第二号中「第三十四条第六項」を「第三十四条第五項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に改める。

第二十条第六項中「第三十九条第二十六項」を「第三十九条第二十九項」に改め、同条第七項中「第三十九条第二十七項」を「第三十九条第三十項」に改める。

第二十二条第一項第九号中「までに」を「までの間に」に改め、同条第二項第一号ロ中「以下この項」を「次号ロ及び第三号ロ」に改め、同条第三項第一号イ(1)中「この条」を「この号及び第四号」に改め、同条第八項中「第四十二条第二十二項」を「第四十二条第二十三項」に改め、同項第二号中「第四十二条第十九項」を「第四十二条第二十項」に改め、同条第九項中「第四十二条第二十六項」を「第四十二条第二十七項」に改め、同項第二号中「第四十二条第二十九項」を「第四十二条第二十七項」に改める。

第二十七条第三号及び第四号中「第四十二条第二十七項」を「第四十二条第三十項」に改める。

第二十八条第四号中「第三十九条第二十七項」を「第三十九条第三十項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○財務省令第二十七号

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十五号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、並びに地価税法（平成三年法律第六十九号）第十七条第三項、別表第一第二十一号及び別表第二第一号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　財務大臣　安住　淳

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五項第一号中「地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長とし、」を「地方農政局長（」に改める。

第五条第一項第二号中「地域準則」を「都道府県準則又は市準則」に改め、同条第八項第一号ロ中「（当該特定工場が同法第十五条の四（大都市の特例）に規定する指定都市の区域内に設置されている場合にあっては、当該特定工場の設置の場所を管轄する同条に規定する指定都市の長）」を「又は市長」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○財務省令第二十八号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の一の二の項、一の三の項及び十の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　財務大臣　安住　淳

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同条第二号ロ中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力開発銀行」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法別表第三の一の三の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項中「株式会社国際協力銀行」とあるのは、「株式会社日本政策金融公庫」と読み替えるものとする。

第三条第一号イ中「限る。）」を「限る。）及び」に改め、「及び社会福祉法第二条第三項第七号に規定する事業」を削り、「以下この号イ」を「(1)から(3)まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の二第一号イの改正規定及び次条の規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（登録免許税の免除を受けるための書類に関する経過措置）

第二条　改正前の登録免許税法施行規則第二条の二第一号イ(2)に掲げる外国人登録原票の写し又は外国人登録原票に登録した事項に関する証明書（以下「外国人登録原票の写し等」という。）は、当該外国人登録原票の写し等が作成された日から起算して六月を経過する日までの間は、改正後の登録免許税法施行規則第二条の二第一項第一号イ（同条第二項において準用する場合を含む。）に定める書類とみなす。

○財務省令第二十九号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　財務大臣　安住　淳

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（公示送達の方法）

第一条の二　外国においてすべき送達については、税務署長その他の行政機関の長は、公示送達があったことを通知することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（関税法施行規則の一部改正）

第二条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「交付送達の手続）」の下に「及び第一条の二（公示送達の方法）」を、「書類の送達）」の下に「又は第十四条（公示送達）」を、「により交付送達」の下に「又は公示送達」を加える。